

結論からお話しします。

労働者に働く意思があるのに仕事がないから、会社は雇用調整助成金を申請してくれているのです。それが 60%以上ではあるが、従前の給与より少なく、生活がままならない場合は、福祉資金（緊急小口資金）と総合支援資金（生活支援費）を申請してくださいと、西村やすとし新型コロナ対策担当大臣もお話しされていたはずです。（返済期日に収入が戻っていない場合は返済免除もあります。）。

原則、会社に黙って、他の普通の会社で副業（アルバイト）した場合は、来年度に天引きされる住民税から副業が絶対バレます。（フリーランスや現金渡りで雇用関係も曖昧な会社は知りません。）。

例えば、メインの会社が全休した場合で休業手当を会社が 100%補償してくれたとして、その期間に、会社の所定勤務時間に副業をして、従前の給与 100%補償+副業での会社の給与をもらっている人がいたら、どう思いますか？

会社が 60%しか払ってくれない場合でも同様です。60%も払ってくれなくて、雇用調整助成金も使わない会社であれば、副業しても何ら問題はないでしょう。

**会社は雇用調整助成金を必ずしも申請しなければならない義務はありません。国から要請されているだけです。**

副業していいかどうかは会社の就業規則に書かれているかによります。書いていなく、副業した場合は、会社の懲戒処分対象になるはずですが。就業規則に書いてあったとしても他の会社で副業する場合は、メインの会社に報告する義務があります。理由は残業の取り扱い、健康保険・厚生年金の取り扱い、過重労働の問題などがあるからです。

今回のコロナの場合は、健康保険・厚生年金保険料が 2 か月目から減額される随時改定が遡ってできる特例がでていますので、メインの会社は全休して支払っている給与額をもって健康保険・厚生年金保険料の申告をする場合があります。

W ワークで昼間は会社員、夜中は派遣会社で短時間労働という方もいますが、普通の会社の場合、税務署へ給与支払調書を申告しますので、会社に許可をもらっていないといつかはバレます。倫理的にもバレなかったらいいという問題でもないと思います。本来はそのためにマイナンバー制度ができ、税制管理されるはずですが、現在において、マイナンバー制度が機能しているか不明です。しかし、後から所得申告が過小であり、脱税と言われるときが来るかもしれません。（個人の場合はどこまで調査するかは不明）。

副業を禁止したからといって憲法の職業選択の自由を制限はしていません。副業がしたいなら副業 OK の会社を労働者が自ら選ぶ権利があります。

雇用調整助成金は雇用保険に入っていないともらえない助成金になります。雇用保険は複数の会社で入ることはできませんので、複数の会社から雇用調整助成金をもらうことはありません。しかし、雇用保険に入っていない労働者にも休業手当がもらえるように緊急雇用安定助成金が創設されたことから、Wワークの場合は、昼間の会社から雇用調整助成金、夜中のバイト先から緊急雇用安定助成金が申請されている可能性もあります。

**同じ時間にダブルで違う会社にいるような場合が物理的に不可能なため、副業する場合は、副業する時間帯がメインの会社の勤務時間と被っている場合は、雇用調整助成金の休業日として取り扱わないよう会社に連絡を入れないと後々、会社が困ることになります。**

リーマンショックのときの雇用調整助成金の不正受給についてお話しします。

会社が1か月まるまる休業を申請し、雇用調整助成金を受理しました。その期間中に1人の労働者が顧客に電話で呼び出され、顧客のどこへ行くことになりました。その時の交通費のみ会社へ請求していたところ、1年後ぐらいに調査が入り、労働者が全員休んでいるのにもかかわらず、交通費が帳簿に書かれていたところ、1か月の期間の全労働者に支払われた雇用調整助成金を返金し、プラス20%の加算、延滞金を支払うことになりました。

メインの会社の勤務時間と被って、副業を他の会社でやる場合は、メインの会社が雇用調整助成金を申請しているのであれば、報告する義務というものではなく、倫理的に連絡を入れるべきです。雇用調整助成金は会社の勤務時間に労働ができなかった場合に、**雇用を維持するために国から助成されるお金であり、給付金ではない**ので、勤務時間に短時間でも働いた場合は1時間単位で報告する義務があります。同一会社でも、他の会社で働いていても、出向扱いだろうが、副業であったとしても（フリーランス除く）同じ扱いになります。

不当解雇されて事実上、職がない中で、生活のために他で仕事をする場合は、訴訟で地位確認を求めることになるでしょう。地位確認もせずに、他の会社で仕事をした場合は、元の会社に戻ることを放棄したとみなされます。

訴訟中で他の会社で仕事をしていたときの給与は従前の会社の給与の40%まで控除されます。要するに、内容証明や報告をしない場合は放棄したとみなされてもしょうがないということです。

原則は上記で述べた通りです。例外をしたければ、自分自身で行動を起こし、何かあった場合は司法の場で決着をつけるしかありません。

ちなみに、失業等給付の話をしたのは、失業手当をもらっているのにもかかわらず、アルバイト等をした場合に、ハローワークへその旨、報告しないと不正受給となることをいいたかったのみであり、雇用調整助成金と失業等給付の併給はありません。